

公立大学法人静岡文化芸術大学教員人事委員会規則

(設置)

第1条 公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）の教員の人事に関し、その公正を期すとともに、全学的な視点に立った適正な業務の遂行に資するため、法人に教員人事委員会を置く。

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、公立大学法人静岡文化芸術大学大学職員就業規則第2条第1項第2号に規定する教員をいう。

(職務)

第3条 教員人事委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の採用計画に関すること。
- (2) 教員の定数管理計画に関すること。
- (3) 教員の採用及び昇任（以下「採用等」という。）に係る候補者の人選に関する次に掲げる事項
 - ア 第3号により策定された定数管理計画及びその他の法人の経営に関する事項との照合に関すること。
 - イ 公募に関すること。
 - ウ 採用等候補者の審査に関すること。
 - エ 採用等候補者の学長への推薦に関すること。
- (4) 教員の業績等の評価の基準に関すること。
- (5) 非常勤講師に関すること。
- (6) 特任教員に関すること。
- (7) 任期付き教員の再任審査に関すること。

(組織)

第4条 教員人事委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長兼学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 文化・芸術研究センター長
- (7) 国際交流センター長
- (8) 図書館・情報センター長
- (9) 地域連携センター長
- (10) 事務局長
- (11) その他理事長が認める者

(委員長)

第5条 教員人事委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 教員人事委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として非公開とする。

2 教員人事委員会は、議事に係る委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

4 委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明若しくは意見を聴き、若しくは、資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 教員人事委員会の下に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関しては、委員長が別に定める。

(資格審査委員会)

第8条 教員人事委員会は、採用等及び再任等に関し、専門的見地から採用等及び再任等に係る候補者の研究業績及び教育能力を審査する機関として、資格審査委員会を設置する。

2 前項の資格審査委員会の設置に関して、必要な事項は別に定める。

(教員選考委員会)

第9条 教員人事委員会は、教員の採用等に係る選考審査する機関として、教員選考委員会を設置する。

2 前項の教員選考委員会の設置に関して、必要な事項は別に定める。

(秘密保持義務)

第10条 教員人事委員会、資格審査委員会及び教員選考委員会の各委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第11条 教員人事委員会に関する事務は、総務室で行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、教員人事委員会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。